

医療法人地塩会 介護老人保健施設 夢の里
指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人地塩会 介護老人保健施設 夢の里が開設する指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が指定訪問リハビリテーションの必要性を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者の心身の機能の維持回復を図り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 医療法人地塩会介護老人保健施設 夢の里
指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所
 - 二 所在地 南国市岡豊町中島 1521-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - 二 医師 1名以上
医師は、訪問リハビリテーション指示書を作成する。
 - 三 理学療法士 1名以上
作業療法士 1名以上
言語聴覚士 1名以上
訪問リハビリテーション計画を作成するとともに指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から土曜日までとする。国民の祝日、12月30日～1月3日までは休業とするが、必要性や相談に応じて営業を行う場合もある。

二 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 電話等による連絡は、営業時間内可能な体制とする。

(利用料等)

第6条 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、南国市、香美市、高知市東部（大津・介良・高須・一宮・布師田・薊野）の区域とする。

(秘密保持・個人情報の保護)

第8条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約に明記する。

(苦情処理)

第9条 苦情・相談窓口を設置し円滑かつ迅速に対応することとする。また苦情処理簿を作成し内容を記載・保管する事とする。

(事故発生時の対応)

第10条 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応方法について)

第 1 1 条 サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする

(虐待防止に関する事項)

第 1 2 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- 四 その他虐待防止のために必要な措置。

事業所はサービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 1 3 条 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2 回以上

第 1 4 条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。